

第 219 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 12 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

219 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 午後 2 時 19 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (13 人)

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番 石 橋 薫
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番 夏 堀 健 一
	7 番	山 田 憲 幸	8 番 堀 内 重 男
	10 番	佐々木 一 雄	11 番 佐々木 徳 志
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番 河守田 雄 一
	16 番	工 藤 信 仁	
5. 欠席委員 (3 人)	6 番	梅 内 道 子	12 番 三 浦 恵美子
	13 番	赤 石 敏 文	

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
総括主査	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 6 号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第 5	議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 1 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 3 番 夏坂 元一朗委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 219 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、6 番 梅内 道子 委員・12 番 三浦 恵美子 委員、13 番 赤石 敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 219 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 4 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 山田 憲幸委員 8 番 堀内 重男委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 6 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。

佐藤 総括主査	報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査 報告第 6 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、10 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 8 月 15 日、土地の引き渡しの時期は令和 5 年 8 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番から番号 10 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 6 月 13 日から令和 8 年 6 月 12 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 8 月 9 日、土地の引き渡しの時期は令和 5 年 8 月 10 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番から番号 10 番については、契約の仕方を変更する方向で、農地中間管理機構に申請しているらしいですが、今のところ、まだ、こちらには書類が届いておりませんので解約のみとなります。
議 長	次に、日程第 5 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 石橋委員退席 － （午後 2 時 8 分退席） 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 16 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長 山田 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 山田憲幸調査員 7 番 山田から説明いたします。 去る 9 月 1 日、工藤農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 16 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 16 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働

	人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号 4 番の申請理由は、贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 16 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 よって、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、石橋 薫委員の入室を求めます。 － 石橋委員入室 － (午後 2 時 13 分着席) 次に、日程第 5 議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 17 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、 47 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年 6 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 712 円です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 2 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 11,148 円です。 番号 3 番の利用目的は畑、期間は 2 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,665 円

議 長	です。 番号 4 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 11,897 円です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 2 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は樹園地、期間は 4 年 6 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 2 年 6 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 8 番から番号 47 番は、名川第一工区内に上名久井から高瀬地区に向けてバイパス道路を新設する計画があるため、町道創設換地分にあたる約 5.37%を除いた面積での利用権となります。 特筆すべき事項として、実際の利用権設定面積を備考欄に記載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。 番号 8 番から番号 23 番の利用目的は田、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。 番号 24 番から番号 47 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 17 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長 ご異議なしと認めます。 よって議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 219 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 19 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 9 月 12 日

南部町農業委員会会長_____

南部町農業委員会委員_____

南部町農業委員会委員_____